

用語解説

<自然環境>

総面積 (1 他)

国土地理院が毎年 10 月 1 日時点のわが国の市区町村別の面積値をとりまとめる「全国都道府県市区町村別面積調」にいう「総面積」をさすが、ここには北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）及び竹島を除いた人口密度等の算出に用いる総面積と、これらの地域を含んだ総面積とがある。

なお、5 年ごとに実施される国勢調査の年はその結果を、それ以外の年は、全国都道府県市区町村別面積調の結果を用いている。

真夏日 (5 の関連指標)

日最高気温が 30 度以上の日をいい、日最高気温が 25 度以上の日を「夏日」という。

<人口>

推計人口

我が国の人口(外国人を含む)で、最新の国勢調査人口を基準として、出生・死亡及び出入国者数などを加減して毎月 1 日現在の人口を推計したもの。

人口集中地区 (9 の関連指標他)

都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和 35 年国勢調査から新たに人口集中地区が設定された。

平成 17 年国勢調査の「人口集中地区」は(1)国勢調査基本単位区を基礎単位地域として、(2)市区町村の境界内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上）が隣接し、(3)その人口が 5,000 人以上となる地域をいう。

人口動態調査 (10 他)

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届けられた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数で、日本において発生した日本人の事象を調査対象とする。

昼間流出人口比率 (15 の関連指標)

国勢調査総人口（常住地）に対する流出人口をいい、流出人口とは、国勢調査での従業地・通学地による人口のうち、従業・通学先が常住地と異なる県にある人口をいう。

<経済と産業>

販売農家 (22 の関連指標)

経営耕地面積が 30 アール以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

荒茶 (24 の関連指標)

茶葉（生茶）を蒸熱、揉み操作、乾燥等の加工処理を経て製造されたもので、仕上げ茶として再製する以前のもの。

製造品出荷額等 (28 他)

1 年間の製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず、廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税等を含んだ額である。

民営事業所 (33)

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

①経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。

②物の生産、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

民営事業所とは、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

<労働>

有効求人倍率 (42)

公共職業安定所で取り扱う求職者数に対する求人数の割合で、1 人の求職者に対してどれだけの人があるかを示す指標。

「有効」とは当月の新規数と前月からの繰り越し分を合わせたものを指す。

有効求人倍率は、景気の動向とほぼ一致した動きを示す。

<財政>

義務的経費 (43 の関連指標)

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。人件費、扶助費及び公債費の 3 つの費目をさす。

実質公債費比率 (47 の関連指標)

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるもの。

起債制限比率について、準元利償還金の範囲等の見直しを行ったものであり、実質公債費比率が 18% 以上となる地方公共団体については、地方債協議制度移行後においても、起債に当たり許可が必要となる。

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = (A+B) - (C+D) \div E + F - D$$

A = 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）

B = 地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C = 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D = 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）

E = 標準財政規模（「標準的な規模の収入の額」）

F = 臨時財政対策債発行可能額

投資的経費 (43 の関連指標)

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、「普通建設事業費」と「災害復旧事業費」及び「失業対策事業費」の 3 つに大別される。

財政力指数 (44)

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

この指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

一般財源 (44 の関連指標)

都道府県がどんな経費にでも自由に使える収入で、地方歳入のうち地方税、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金から成る。

自主財源割合 (44 の関連指標)

自主財源とは、地方税、使用料及び手数料など、地方公共団体がある程度収入額を増減できる自前の財源をいう。しかし、自主財源といっても住民の負担が地方公共団体によって不均衡になることを避けるため、法令で税率や料額に最高限度を設けて一定枠内の自立性しか認められていない。地方公共団体の自主財源を歳入決算総額で除したものを自主財源割合という。

普通建設事業費 (48)

学校及び病院の建設、道路の建設、改修あるいは住宅建設などの建設事業に支出される経費で、投資的経費の一つに含まれている。

<教育と文化>

社会体育施設 (58 の関連指標)

一般の利用に供する目的で地方公共団体で設置した体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設をいう。地方公共団体が自ら管理運営するもののほか、民法第34条の法人等に管理運営を委託しているものも含む。

史跡名勝天然記念物指定件数 (59 の関連指標)

遺跡(史跡)でわが国にとって歴史上または芸術上価値の高いものや庭園、橋梁その他の名勝地でわが国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いものならびに動物、植物及び地質鉱物でわが国にとって学術上、価値の高いものが指定されている。

なお、ここには、特別史跡名勝天然記念物の件数も含まれている。

国際観光ホテル・旅館 (63 の関連指標)

「国際観光ホテル整備法」に基づき、訪日外国人旅行者が安心して泊まれるよう、部屋数・浴室・トイレ・非常口など一定の基準を満たした施設として登録されたホテルや旅館をいう。

<家計と消費>

実収入 (64、64 の関連指標)

家計調査でいう実収入とは、いわゆる税込み収入で、世帯員全員の現金収入を合計したもの。勤め先収入、事業・内職収入などの経常収入と受贈金などの特別収入とから成る。

家計消費支出(65)

いわゆる生活費のことで、食料、衣料、電気・ガスなど日常の生活を営むに当たり必要な物やサービスを購入して実際に支払った額である。

消費者物価地域差指数(72)

消費者物価の地域的な差を測定するため作成されており、指数の対象範囲は消費者物価指数と同じである。指数の基準地域は、全国平均と東京都区部の2種がある。ウエイトは作成年における家計調査の年平均全世帯品目別消費支出金額により算出され、品目及びその価格は消費者物価指数と同じものが用いられている。

消費者物価指数(72の関連指標他)

全国の世帯が購入する家計に係る財・サービスの価格を総合した物価の変動を時系列的に測定するもの。家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したものである。したがって、世帯で購入する財とサービスの種類、品質又は購入数量の変化に伴う世帯の生活費の変化を測定するものではない。現在は平成17年の1年間を基準とした指数を公表している。

<居住環境>

大型小売店(75)

「商業動態統計調査」の対象となる従業者50人以上の小売事業所のうち、次のように規定された百貨店やスーパーのことである。

- ①百貨店・・・日本標準産業分類の百貨店、スーパーのうち、②のスーパーに該当しない事業所で、売場面積が1,500平方メートル以上の事業所。(特別区・政令指定都市は3,000平方メートル以上)
- ②スーパー・・・売場面積が1,500平方メートル以上で、そのうちの50%以上でセルフサービス方式を採用している事業所。

都市公園(78)

都市公園法の規定に基づき設置された公園または緑地をいう。都市公園には、住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、その他に、都市緑地や国が設置する国営公園などがある。

NPO法人認証数(84)

特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき、内閣府や各都道府県が設立認証した法人数をいう。この法人格取得には、活動がNPO法に定める分野の活動に該当することや、営利、宗教・政治活動を目的としないことなどの条件を満たす必要がある。

※NPO法は、ボランティア活動を始めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とした法律。

ボランティア活動(84の関連指標)

報酬を目的としないで自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のために行う活動をいう。

＜福祉と医療＞

民生費 (85)

地域住民のなかで所得あるいは医療保障等を必要とする人に対し、一定の生活水準の維持ないしは向上を目的として計上された経費。①社会福祉費、②老人福祉費、③児童福祉費、④生活保護費及び⑤災害救助費から成る。

被生活保護者数 (86)

生活保護とは、生活保護法に基づいて国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的として、最低限度の生活需要の不足分を給付する制度である。被生活保護者数は、現に保護を受けた人員及び保護停止中の人員の計であり、月単位で把握された数の年度間月当たり平均値である。

老人福祉センター (88 の関連指標)

老人福祉法に基づく施設で、無料又は低額な料金で老人に関する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としており、居住施設ではない。

要介護・要支援者認定数 (89 の関連指標)

要介護認定者とは、日常生活における基本的な動作について、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分のいずれかに該当する要介護状態にあると、市町村において認定された者をいう。要支援者とは、要介護状態となるおそれがある者をいう。

老人クラブ数 (90 他)

ここでいう老人クラブとは、老人福祉法にいう老人クラブをいい、適正クラブとその他のクラブ（適正クラブ以外）から成る。

適正クラブとは、老人福祉法及び厚生労働省老健局長通知に適合するクラブ（老人の心身の健康の保持増進に資す事業を行ない会員数がおおむね50人以上で相当数の会員が常時参加しているクラブ）をいう。

＜安全＞

刑法犯認知件数 (97 の関連指標)

犯罪統計書にいう「刑法犯総数（交通業過を除く）の認知件数」をいう。これは刑法犯認知件数から道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪分などを除いたもの。

建物火災損害額 (100 の関連指標)

火災損害は火災によって受けた直接的な損害をいい、焼き損害、消火損害、爆発損害、人的損害に区分される。消火のために要した経費、焼跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害は除かれる。建物火災損害額とは、このうち建物火災に関する焼き損害と消火損害を合わせた損害額で、り災地における時価により算定した額である。